



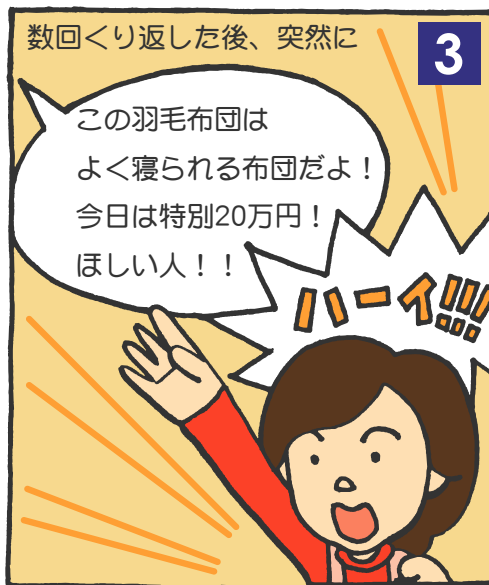
催眠(SF)商法

■主なトラブル事例

ティッシュ、パケツ、スリッパなどの日用雑貨を無料で配るといって人を集め、ただならもらわなきゃ損、安けりゃ買わなきゃ損というような競争意識をあり、会場の雰囲気盛り上げて、冷静な判断ができない状態で高額な商品売りつける。

■トラブルにあわないために！

日用品をただでくれるだけ？そんなうまい話はありません。無料で商品を配っているところへ行かないことです。また自宅を会場として貸さないようにしましょう。



■もし契約してしまったら解約できますか？

契約書をうけた日を含めて8日以内ならクーリング・オフ（無条件解約）できます。

困った時は、1人で悩まず 早めに

御殿場市消費生活センター に相談して下さい。

TEL 0550-83-1629 FAX 0550-82-4333